

地域課題を解決する新たな選択肢 ～労働者協同組合を活用した地域づくり～

2025年7月23日(水)

中西大輔（労働者協同組合 やさしいまちづくり総合研究所 代表理事）

自己紹介

■氏名：中西 大輔（なかにし だいすけ） 1961年3月生まれ 京都市在住

■職歴：2024年 労協）やさしいまちづくり総合研究所 代表理事（～現在）
2022年 労協）ワーカーズコープ・センター事業団 顧問（～現在）
2021年 草津市役所 ひとづくりコーディネーター（非常勤）（～2025年3月）
2019年 一社）協同総合研究所 理事（～現在）
2014年 滋賀地方自治研究センター 理事（～現在）
1979年 滋賀県庁（～2022年3月）



▶国体本部（国体開催）▶情報統計課（システム設計/統計分析）▶保健体育課（学校給食/スポーツ施設整備）
▶産業政策推進室（企業誘致/産業立地）▶児童家庭課（子育て支援計画）▶水産課（沿岸漁業振興/外来魚対策）
▶大津土木事務所（法定外公共物）▶土地対策室-地域振興課（地価調査/国土利用計画）▶草津保健所（介護保険/医療福祉推進計画）▶流域政策局（ダム水源地域振興）▶滋賀県土地開発公社（工業団地分譲）

<その他>（一財）健康・生きがい開発財団（厚生労働省老人保健健康増進等事業）
2014「地域包括ケア実現に向け現場が抱える課題とその対応策のあり方調査研究」委員
2015「高齢者の社会参加を通じた地域包括ケアシステムの在り方検討」委員

■社会的活動への参加等：

【全国】▶地域に飛び出す公務員ネットワーク(2008～) ▶一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク(2014～) ▶自治体職員有志の会(企画実行委員/2005-2013) ▶自治体法務合同研究会(2007～)
【滋賀】▶NPO街かどケアしがネット(2015～) ▶一社)やす地域共生社会推進協会(2019～) ▶しが生活支援者ネット(共同代表/2010～2023) ▶チョウチョの会(滋賀自治体職員ネットワーク/実行委員/2004～) ▶医療福祉の地域創造会議(2012～)
【京都】▶自治創出プラットフォーム京都もやいなおしの会(2010～)

労働者協同組合 やさしいまちづくり総合研究所

<https://www.yasassii.or.jp/>



労働者協同組合
やさしいまちづくり総合研究所
Tenkai Chomugyokai Yassii Machi-zukuri Sogohu Kenkyusho

ホーム
HOME

お知らせ
Information

私たちの想い
Concept

メンバー紹介
Member

サポート会員
Support

サービス
Service

活動報告
performance

法人概要
Corporation

お問い合わせ
Contact

「はたらく」を通して
「ひと」と「地域」をつなぎ
ウェルビーイングを高める

詳しくはこちら

(株)ダンクソフト様による
インタビュー記事
<https://x.gd/WECaJ>



(一社)キャリアビジョン協会様
によるインタビュー記事
<https://x.gd/pRJSS>



2025年1月11日

前提として ～地域づくりの大切な視点～

■（労働者協同組合を）「使う」のではなく「活かす」

→ 共同・協同・協働は、すべてフラットで対等な立場が前提。行政の下請けではない。

■「課題解決」から入らない

→ 一人称のWill（「あったらいいな」「やってみたいな」の興味・関心）から始まる活動が、結果として地域課題の解決につながることを理解する。

■「Will」を「Must」に転化しない

→ 人は地域課題の解決のために生活しているのではない。1人1人のウェルビーイングが尊重されなければ持続可能な地域にはならない。

1990年代～2000年代

バブル崩壊～就職氷河期～金融危機～デフレ～リーマンショック等
相次ぐ大規模災害、人権侵害・・・etc.

鳥の目

虫の目

第3次ベビーブーム喪失

連関性

非正規雇用(1500万人超)／自殺(3万5千人超)／貧困(6人に1人)／ワーキングプア(700万人)／ホームレス(3万人超) etc.

人口減少
消滅可能性自治体

視 点

生活困窮
社会的孤立・・・etc

地方創生

2014年～2016年

政 策

共生支援

魚の目

自治体はこれらを統合して考える必要→「地域共生社会」は両側面を持つ概念

※他に(この当時では)、「小規模多機能自治」「小さな拠点」「地域循環共生圏」「コンパクト+ネットワーク」・・・etc

5

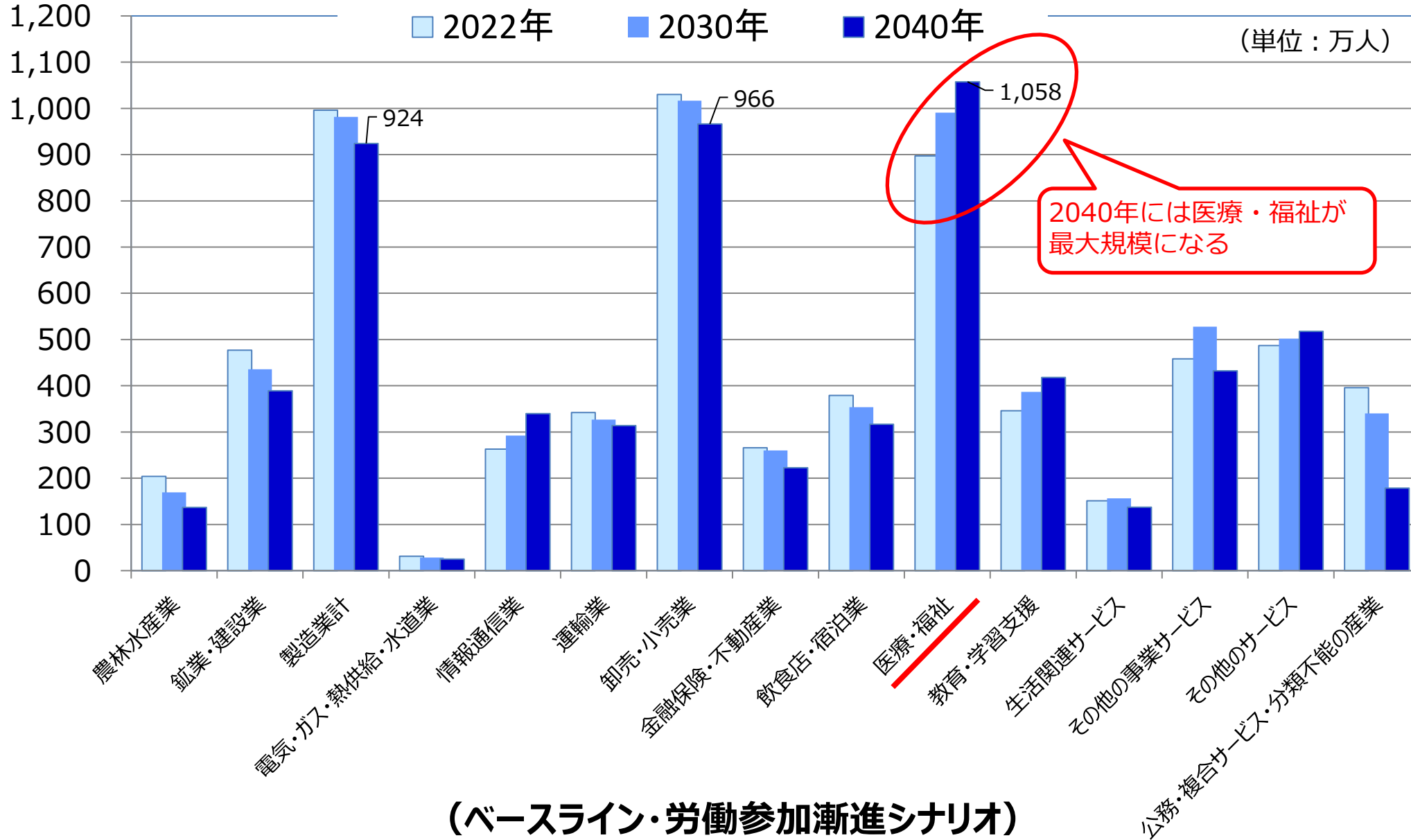
2024年3月 労働力需給の推計（産業別就業者数）

2022年ー2040年（ベースライン・労働参加漸進シナリオ）

資料：独立行政法人 労働政策研究・研修機構



<https://x.gd/acvHk>





Ⅲ. 各分野の施策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

⑤地域共生社会の実現

<概要>

急速な少子高齢化、人口減少等により、世帯構造の変化や地域社会の足腰が脆弱化している中で、地域の多様な人々が支え合う機能を強化するとともに、地域社会の課題について、社会保障やまちづくりなどの分野と連携して、空き家などの地域資源と繋がることにより、地域に循環を生み出すことが必要とされている。

このため、子ども・高齢者・障害者など**全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する**。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、民間の活力を活用するため、保健福祉の分野で、社会保障の枠を超えた地域づくりに参画できる環境を整備する。

<地方創生> デジタル田園都市国家構想基本方針2022(R4.6.7閣議決定)

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(6) 多様な主体が参加する地方活性化

③ 地域コミュニティの維持・強化

i 地域共生社会の実現

【具体的取組】

(a) 地域共生社会の実現

・高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに提供する福祉分野の各種の支援サービスについて、対象者を区分に支援できるようにすることにより、市町村の創意工夫ある支援体制づくりの構築を支援する。具体せず、包括的には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により創設された、**属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施等を通じて、市町村における包括的な支援体制の整備等を促進する。**また、**地域における一層多様な社会参加の場の創出や、つながりが生まれやすくなるよう、教育、地方創生、まちづくり、地域自治、環境など他分野との連携を推進する。**さらに、持続可能で活力ある地域社会を実現するため、出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度として制定された**労働者協同組合法(令和2年法律第78号)が、2022年10月1日に施行されることを踏まえ、その適切な普及促進を図る。**

資料:内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議(地方創生)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/index.html



地方創生2.0基本構想（R7.6.13閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動 6. 政策パッケージ

資料：内閣官房「新しい地方経済・生活環境創生本部」
（令和7年6月13日閣議決定） <https://x.gd/RE94f>



(1)安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、**労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進める**などして、**地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する**。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改革を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

地方創生2.0基本構想（R7.6.13閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

資料：内閣官房「新しい地方経済・生活環境創生本部」
（令和7年6月13日閣議決定） <https://x.gd/RE94f>



(1)安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

⑤社会の情勢変化に適応可能な将来を見据えた地域のサービス拠点づくり

v.「地域協同プラットフォーム」の構築

人口・生産年齢人口の減少等により事業継続が難しい地域において、社会生活に不可欠なサービスの提供を可能とする共助型事業体を「地域協同プラットフォーム」と位置付け、省力化・デジタル化・協同化によって、事業継続に取り組む事業体への支援の枠組みを新たに設ける。

※地域協同プラットフォーム（資料：経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会資料より）

「買い物難民問題」等、地域社会に不可欠なサービス（エッセンシャル・サービス）の供給が今後さらに困難になる中、営利を追求する企業では、人口減少地域でのビジネス継続は困難で、自治体による基盤的サービスの供給能力にも限界。そこで、設備投資・デジタル化と共同利用・**協同労働等のプラットフォーム化**による効率化と需要の確保・拡大により、恒常的な赤字構造には陥らない程度に利益を確保してサービス供給を維持・発展させていく新たな共助型事業体。

具体的には、地域住民や自治体、中小企業、大企業、金融機関が連携し、共同出資による法人や**労働者協同組合**を組織して運営。これにより、恒常的な赤字構造を回避し、持続可能なサービス供給網の確立を目指す。

誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 －新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－

2015.9.17 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」

厚生労働省
地域共生社会ポータルサイト
「地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯」

<キーワード>

「全世代・全対象型地域包括支援」

- 分野・制度ごとではなく地域をフィールドとしたまちづくり
- 「制度の狭間」という福祉制度の最後の欠片を埋める営み
- 対象者を制度に当てはめるのではなく、本人のニーズを起点
- 支え合いの醸成、**共生型地域社会の構築**
- 自ら行動する住民・関係者と、創造的に取り組む行政との協働
- 行政は、制度の適正執行に加え、地域の仕組みを創造する視点
- **連携は、福祉分野内に止まらず、福祉以外の分野に拡大**
- **「福祉」から発想するのではなく「地域」から発想する**
- 地域のシステムとして具体化するためのコーディネーター
- 小さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）



<https://x.gd/Br6Bc>



<https://x.gd/5JPNT>

両方の視点で取り
組むのが「地域共
生社会」づくり

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会とは

取組事例

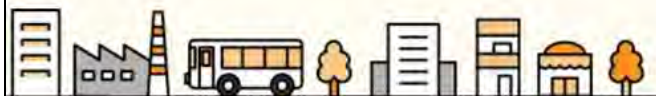
地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯

重層的支援体制
整備事業について

他分野との連携

関係規定
研修資料等

他分野との連携



ホーム > 他分野との連携



各地域において地域共生社会の実現を目指した取組を進める際には、地域共生社会の定義にもあるように、福祉分野の政策だけでなく、

地方創生、まちづくり、教育など、地域の持続を高める施策との連携を意識することが重要です。

以下に、他省庁等が実施している「地域をターゲットにした施策」等のリンク先の一部についてお知らせします。

社会保障全般

● 未来の社会の安心のために

少子高齢化をはじめとする社会・経済のさまざまな変化に対応し、人々の安心を確保するための社会保障制度の機能強化に向けて取り組んでいます。

> 詳しくはこちらから

● 労働者協同組合

「労働者協同組合」とは、組合員による出資・意見反映・労働が一体となった組織であり、多様な就労の機会の創出を促進するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する新しい法人です。

※労働者協同組合法（令和2年法律第78号。令和4年10月1日施行。）

> 詳しくはこちらから



<https://x.gd/pXI6U>

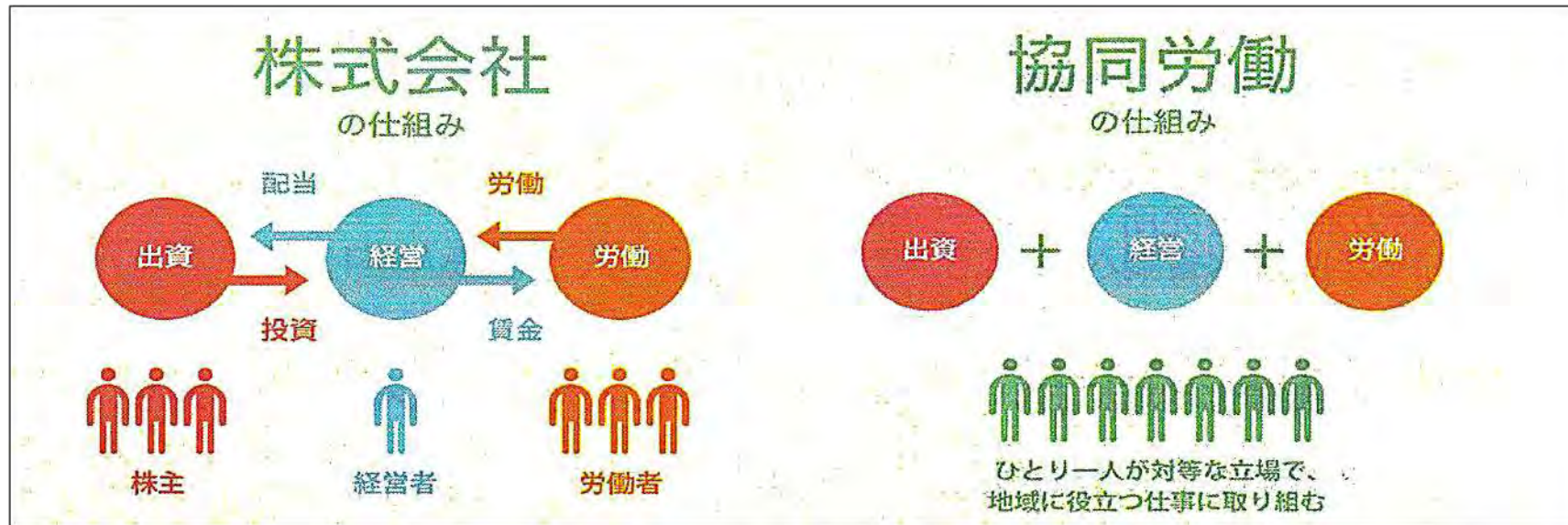
協同労働・労働者協同組合とは

■ 協同労働とは (資料: ワークスコープ連合会ホームページより)

協同労働は、市民や働く者が自ら出資して事業・経営を主体的に担い、話し合いを深め、生活と地域に必要な仕事を協同でおこなう働き方です。

■ 労働者協同組合とは (資料: 厚生労働省ホームページより)

労働者協同組合とは、労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。(法律は令和4年10月1日施行)



労働者協同組合 の基本原則

- (1) 出資
- (2) 意見反映
- (3) 従事

(1) 資金を出し合う

組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。



(2) 話し合って営む

組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。



(3) 共にはたらく

組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。



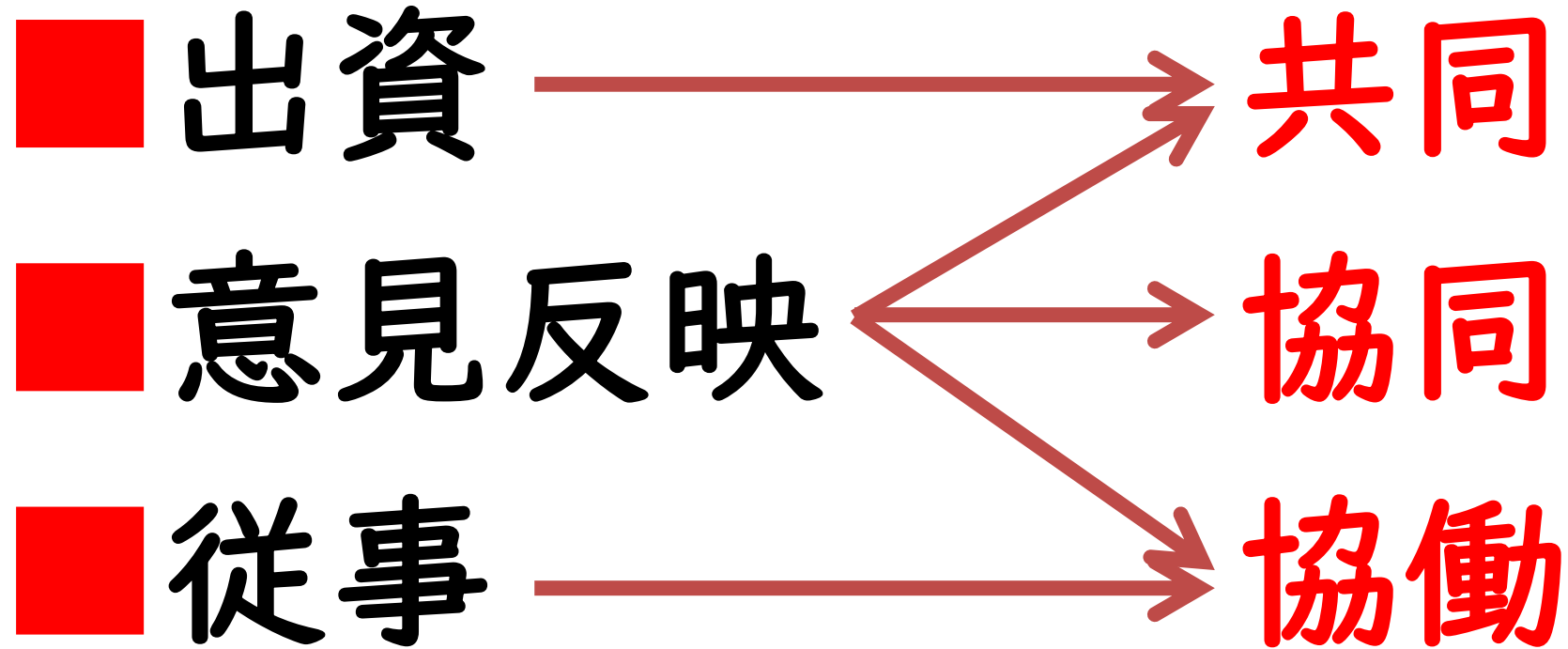
ところで、そもそも協同って？

広辞苑によると

- **共同**：二人以上の者が力を合わせる事。
または同一の資格でかかわること。
(**common**; cooperation;etc.)
- **協同**：ともに心と力をあわせ、助けあって仕事をすること。協心
(cooperation)
- **協働**：協力して働くこと。（※異なる立場の人を想定）
(cooperation; **collaboration**)

労働者協同組合の3原則

「出資」「意見反映」「従事」
協同だけじゃない「きょうどう」



何のために、何を目的しているの？（法律に明記）

■労働者協同組合法・第一条（目的）

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、

現状・課題

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、

手段・方法

多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

目的

どんな特徴があるの？

※厚生労働省資料より

■ 多様な事業が可能（労働者派遣事業以外なら何でもできる）

ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。例:介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等）等

■ 法人格の取得が容易（準則主義で、3人以上で設立可能）

NPO法人（認証主義）等のような行政庁による許認可等は不要。法律要件を満たし、登記すれば法人格が付与される（準則主義）。※都道府県庁の指導監督あり。3人以上の発起人が揃えば設立可能。

■ 組合員の議決権・選挙権は平等（出資額にかかわらず1人一票）

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権。

■ 意見反映の重視（意見反映方法を定款に明記する必要）

事業の実施に当たり、組合員が平等な立場で話し合い、合意形成をはかる。法人の定款にどのように意見反映を行うか明記。意見反映状況とその結果は総会に報告。

■ 組合員は労働契約を締結（労働関係法規の適用を受ける）

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

■ 出資配当はできない（非営利／従事分量配当はできる）

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

これまで国内では？（40年以上の歴史） （労働者協同組合法制定以前から「協同労働」を採用してきた団体）

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)、障害のある人の就労創出に取り組む団体、農村女性起業（農村女性ワーカーズ）、住民出資による「共同売店」など、実態として約10万人の就労者、1,000億円の事業規模で「協同労働」は行われてきた。→ 労働者協同組合法の制定の根拠（立法事実）

世界では？（19世紀から欧州で盛ん。日本は最後発）

G20では、主要国で労働者協同組合法制が整備済み。（法制化は日本が最も遅れていた）

世界の労働者協同組合を組織するCICOPA（国際労働・生産協同組合委員会）には、約65,000の組合と400万人の組合員が参加しており、CICOPAに参加していない労働者協同組合も含めると約1,500万人が労働者協同組合で働いていると言われている。

主な法人の比較(出典:「NPO法人の手引き(兵庫県・神戸市発行)」掲載資料を加筆修正)

法人名	特定非営利活動法人(NPO法人)	認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)	労働者協同組合		一般社団法人		企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	有限責任事業組合(LLP) (法人格なし)
				特定労働者協同組合	非営利型	その他				
根拠法	特定非営利活動促進法 (通称:NPO法)		労働者協同組合法 (通称:労協法)		一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律 (通称:一般法人法)		中小企業等組合法	会社法	会社法	有限責任事業組合契約に関する法律 (LLP法)
性格	非営利		非営利		非営利		営利	営利	営利	営利
目的事業	特定非営利活動 (NPO法別表の20分野)を主目的		制限なし (労働者派遣事業を除く)		制限なし 公益事業、収益事業、共益事業等可		制限なし 定款に掲げる事業	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	共同で営利を目的とする事業を営むための組合
設 立	所轄庁の認証後に登記して設立 (認証までに縦覧期間が必要)	NPO法人のうち要件を満たしていれば所轄庁が認定	登記して設立し、所轄庁へ届出(準則主義) ※ 法施行後3年間はNPO・企業組合から組織変更可能 (R7.9.30まで)	労働者協同組合のうち認定基準に適合する団体について所轄庁が認定	公証人役場で定款認証(非営利性が徹底した定款)後に登記して設立	公証人役場で定款認証後に登記して設立	所轄庁の設立認可後に登記して設立	公証人役場での定款認証後に登記して設立	登記して設立(定款認証不要)	総組合員の同意による組合契約を登記して設立
設立要件	社員(*)10 人以上(常時)		組合員3人以上 (組合員は個人)		社員2人以上		組合員4人以上 (組合員は個人・法人(特定組合員))	資本の提供	1人以上	2人以上
議決権	1社員1票		出資額にかかわらず、 1組合員1票の議決権と選挙権		1社員1票		出資額にかかわらず、 1組合員1票	出資比率による	定款で自由決定	契約で自由決定
最高議決機関	社員総会		総会 (組合員200人超の組合は総会に代わる総代会が可能)		社員総会		総会	株主総会	定款で自由決定	契約で自由決定
役 員	理事3人以上 監事1人以上		理事3人以上 監事1人以上 (組合員20人未満は、理事以外の全組合員で組合員監査会設置可能)	理事3人以上 監事1人以上 (うち1名以上は外部監事)	理事3人以上 (理事会・監事の設置は任意(理事会設置の場合は監事必須))	理事1人以上 (理事会・監事の設置は任意(理事会設置の場合は監事必須))	理事3人以上 監事1人以上	取締役1人以上 (監査役設置は任意)	自由に決定 (選任しなくても設立可能)	自由に決定 (選任しなくても設立可能)
代表権	理事		代表理事		理事		代表理事	取締役	社員	組合員
剰余金の扱い	剰余金の分配はできない		従事分量配当	剰余金の分配はできない	剰余金の分配はできない		従事分量配当 (年2割まで出資配当も可)	出資配当	定款で自由決定	契約で自由決定
税制等	収益事業課税	収益事業課税 寄付金の税額控除、みなし寄付金等が適用	全所得課税	収益事業課税	収益事業課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	法人税非課税、構成員に課税(パ スル-課税)
法定設立費用	無料		無料		11 万円		無料	24 万円以上	10 万円以上	6万円
その他	* 社員とは、総会の表決権を持つ会員のこと。(他欄も同様)		運営の三原則 (出資・意見反映・従事)							

「労働者協同組合」と「特定地域づくり事業協同組合」			
法人名	労働者協同組合		特定地域づくり事業協同組合
		特定労働者協同組合	
根拠法	労働者協同組合法(通称:労協法) (令和4年10月1日施行)		地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 (令和2年6月4日施行)
性 格	非営利		非営利
目 的	地域における多様な就労機会と事業の創出により、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する		人口急減地域における地域づくり人材の確保・活躍の推進により、地域社会の維持・地域経済の活性化に資する
事 業	制限なし (労働者派遣事業を除く)		労働者派遣事業 (組合で職員(地域づくり人材)を雇用し組合員(事業者)に派遣) ※ 労働者派遣法の特例(届け出)措置あり
設 立	登記して設立し、所轄庁へ届出(準則主義) ※ 法施行後3年間は、NPO・企業組合から組織 変更可能(R7.9.30まで)	労働者協同組合のうち認定基準に適合する団体 について所轄庁が認定	都道府県知事が認定(10年更新制)し、認定後に登記して設立 ※知事が認めた地域(特定地域)でのみ設立可能
設立要件	組合員3人以上(組合員は個人)		組合員4事業者以上(組合員は定款で定める小規模事業者)
議決権	出資額にかかわらず、1組合員1票の議決権と選挙権		出資額にかかわらず、1組合員1票
最高議決機関	総会(組合員200人超の組合は総会に代わる総代会が可能)		総会
役 員	理事3人以上、監事1人以上 (組合員20人未満は、理事以外の全組合員で組 合員監査会設置可能)	理事3人以上、監事1人以上 (監事のうち1名以上は外部監事)	理事3人以上、監事1人以上
代表権	代表理事		代表理事
剰余金の扱い	従事分量配当	剰余金の分配はできない	剰余金の分配はできない
税制等	全所得課税	収益事業課税	全所得課税
法定設立費用	無料		無料
その他	運営の三原則(出資・意見反映・従事)		組合運営費の1/2国庫負担あり

■NPO法 (特定非営利活動促進法)

法制定(1998年)時の社会的背景

- 団塊世代50代
団塊Jr世代(氷河期世代)20代
- バブル崩壊、就職氷河期、阪神淡路大震災(ボランティア元年)、消費税5%、失業率4%超(過去最悪)、金融危機(金融・証券破綻)「貸し渋り」、自殺者3万人超

・・・etc



- ・バブル経済への反省と経済低迷の危機感
- ・(無償の)社会貢献の評価
- ・「非営利」への関心

■労働者協同組合法

法制定(2020年)時の社会的背景

- 団塊世代70代
団塊Jr世代(氷河期世代)40代
→第3次ベビーブーム消失・人口減少
- 貧困と格差拡大、異常気象(温暖化)、相次ぐ大災害、消滅可能性自治体(地方創生)、消費税10%、相次ぐ人権侵害、コロナ禍・・・

・・・etc



- ・地球環境問題・人口減少の危機感
- ・貧困・格差、人権問題の顕在化
- ・「持続可能性」「共生」の追究
- ・「働き方」への関心

■ NPO法 (特定非営利活動促進法)

目的 (法第1条)

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

■ 労働者協同組合法

目的 (法第1条)

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

協同労働とか、労働者協同組合とか、それ、なんなん？ ・・・がわかる(たぶん)コンテンツ【国・団体(全国規模)】



■厚生労働省「知りたい！労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

法制度の解説・Q&A、実践事例、セミナーなど



■ワーカーズコープ連合会ホームページ

<https://jwcu.coop/>

新しい働き方図鑑

<https://workstyle.roukyou.gr.jp/>



協同労働で働く活動紹介など



■協同総合研究所ホームページ

<https://jicr.roukyou.gr.jp/>

協同労働に関する研究や報道など



■ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)

<https://wnj.gr.jp/>

協同労働で働く活動紹介など

協同労働とか、労働者協同組合とか、それ、なんなん？ ・・・がわかる(たぶん)コンテンツ 【自治体サイト】



■東京都 労働者協同組合サイト

<https://www.rodosya-kyodo-k.metro.tokyo.lg.jp/>

法制度解説・Q&A、活動紹介・
コラム、セミナー情報等



■広島市 協同労働支援センター

<https://kyodo-rodo.jp/>

地域活動への協同労働の導入を促
進し、運営補助等で支援(非法人)



■京丹後市 協同労働サイト

<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/commu/kyodorodo/index.htm>

協同労働を地方創生のエンジンと位置づけ推進。
市職員(ふるさと創生職員)による法人設立等



■つくば市 労働者協同組合サイト

https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/community/workers_coop/index.html

地域づくりへの協同労働の導入を
促進し、運営補助等で支援

協同労働とか、労働者協同組合とか、それ、なんなん？ …がわかる(たぶん)コンテンツ

おまけ

■ドキュメンタリー「バルセロナの連帯経済」(70分動画) <https://x.gd/yemXO> (YouTube)



スペイン北東部にあるカタルーニャ州は、歴史的に協同組合運動が非常に盛んで、現在は各種社会運動などと密接に関わった連帯経済において世界でも指折りの存在となっています。このドキュメンタリーではそのカタルーニャの州都バルセロナ市内に存在するさまざまな事例(医療、住宅、協同組合の設立支援、飲食店、金融、文化など)に加え、これら各種事例が集まって結成したカタルーニャ連帯経済ネットワーク(XES、シェス)などについても紹介します。

■映画「スペイン・モンドラゴンの奇跡」(2011年韓国) <https://x.gd/71Tvo> (YouTube予告編)



2008年再びの金融危機を迎えた世界経済。多くの企業が一時解雇を敢行する中で、唯一1人の解雇も無く、安定的に成長している企業がある。スペインのバスク地方の「モンドラゴン協同組合企業(Mondragon Corporation)」である。世界を驚かせた企業、モンドラゴンの奇跡の秘密は一体何だろうか。少数の大株主が企業経営の全権を持つ株式会社とは異なり、同等の出資金と同等の経営権をもつ組合員達と一緒に企業を運営する協同組合企業。

■映画「人生、ここにあり」(2011年イタリア) <https://x.gd/jas1z> (YouTube予告編)



イタリアでは、1978年に精神科医フランコ・バザリアの提唱により、精神病院が廃止され、98年には全廃になりました。一般の入院患者たちは、病院から出され、町や家族の元へと帰されたのです。この『人生、ここにあり!』は、そんな中で精神病院から協同組合へと変身を遂げたある施設の夢のような実話を基に作られ、イタリア国内で大ヒットし1年以上に及ぶロングランを記録しました。

実際にどんな事例があるの？

一人称のWill（「あったらいいな」「やってみたいな」の興味関心）から始まった活動が、地域課題の解決につながっている事例を中心に

労働者協同組合の設立状況（概要）

資料：厚生労働省

令和7年6月1日時点で1都1道2府31県で計153法人が設立されています。

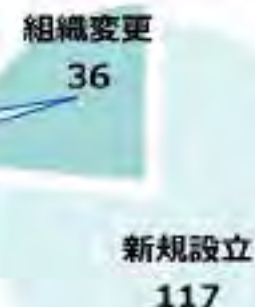
※ 北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は10法人

分野の例

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ メディア制作体験
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ カフェ、フェスティバル運営
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ 家事代行

新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→26法人
NPO法人からの組織変更
→10法人



「副業＋兼業で提供する、
子どもによるメディアの制作体験」
労働者協同組合こども編集部
(兵庫県神戸市)



「地域の困り事解決のため、
住民による地域づくりを仕事に」
労働者協同組合うんなん
(島根県雲南市)



「経験豊かな高齢者が
いきいきと働ける場づくり」
労働者協同組合上田
(長野県上田市)



「ケアワーカーによる
自分らしいケアの追求」
労働者協同組合あるく
(熊本県熊本市)



厚生労働省
ホームページ
<https://x.gd/CTvLU>



厚生労働省
事例紹介ページ
<https://x.gd/bURod>

キャンプ場 → 里山保全 × 公有財産有効活用

事例① Camping Specialist 労働者協同組合 (令和4年10月設立)

資料:厚生労働省

- 三重県四日市市で、放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営。
- きっかけは、「四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。なんとかならないか。」という相談を四日市市議（現理事）が受けたこと。
- その後、仲間とともに、不法投棄が目立つ1万4千ヘクタールの市有地の山林・原野を借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾し、野営キャンプ場を立ち上げた。
- 令和2年にNPO法人を設立するも、出資とともに雇用契約を結ぶことで一定の責任を持ちながら皆で働く労働者協同組合に魅力を感じ、令和4年10月、NPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立。
- 現在は、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いている。
- 今後、「キャンプ場×環境保全×自然観光×地域振興」というかけ算を、協同労働の仕組みとともに広げていきたいという。



ホームページ

<https://fieldplaning.net/camp/>



厚生労働省
紹介サイト

<https://x.gd/NOXH5>



厚生労働省
紹介動画

<https://x.gd/7hufb>

資料:厚生労働省

福祉事業 → 地域の居場所づくり × 商店街振興

事例② 労働者協同組合はんしんワーカーズコープ（令和5年4月設立）

資料：厚生労働省



ホームページ

<https://hwcoop.org/>



厚生労働省
紹介ページ

<https://x.gd/6aEOI>



厚生労働省
紹介動画

<https://x.gd/ybtl>

- ・ 阪神尼崎駅の近くの商店街を拠点に、高齢者や子どもの居場所づくり、商店街の活性化や住民のコミュニティづくり、高齢者の生きがい就労事業まで幅広く事業を実施。
- ・ 設立当初は組合員の前職の造園と、地域のニーズが高かった介護事業から始まったが、地域や住民の要望に応える形で事業の幅が広がった。
- ・ 皆で話し合いを繰り返し、頭にピンポン玉を乗せて自転車を押して歩く「押しチャリンピック」や、尼崎城再建をきっかけとして始まった「刀（カタナ） Tongue」による清掃活動など、工夫を凝らしたイベントを行っている。
- ・ また、2022年4月からは兵庫県尼崎市「高齢者生きがい就労事業」を受託し、生きがい就労の提供やマッチング、生涯学習、多世代交流など高齢者に特定しない新しい地域づくりの場を運営。
- ・ これからは、地域の中で支えあう仕組みとして「生きがい・はたらく」場を作り出し、住民自治を可能にする行政と民間の協働をめざしている。



メディア制作 → 子どもの居場所 × 地域の魅力発信

労働者協同組合 こども編集部（令和5年3月設立）

資料：厚生労働省

- 兵庫県神戸市で、子どもたちが地域のお店や個人、公共施設等と一緒にメディア（伝えるもの）の作成等を実施。
- 2020年夏、「学校でも部活でも塾でも習い事でもない、子どもたちが素の表情で繋がることができる場所をつくりたい」という想いに引き寄せられるように、メンバーが集まった。
- 大人もこどもも、関わるすべての人が一緒に成長できる場所にしたいと、集まるメインミッションを「メディア作り」とする。
- これまで任意団体として活動してきたが、労働者協同組合における、メンバー一人ひとりが協力して働く「協同労働」の理念に惹かれ、令和5年3月に労働者協同組合を設立。
- 編集部員（こども）が、大学のゼミの様に興味がある内容に分かれて制作・活動を行うプロジェクト活動と、外部から広く参加者を募り、取材や文章だけではない、幅広いテーマで開催する勉強会やワークショップの活動がある。
- 今後、共感してくれる仲間や地域とともに活動を広げていきたいという。



ホームページ
<https://kodomo-henshubu.com/>



厚生労働省
紹介動画
<https://x.gd/aUM1A>

不登校経験者の働き方の模索 → メディア制作

労働者協同組合 創造集団440Hz（令和5年6月設立）

資料：厚生労働省紹介サイトより抜粋して加工

- ・東京都新宿区で、映像やWebサイトの制作、パンフレット等のデザイン制作を実施。2010年に株式会社としてスタートし、2023年6月に労働者協同組合を設立。
- ・メンバーは不登校等を経験した若者が集まるオルタナティブ大学「TDU・零穿大学」の卒業生。自分たちにあった働き方を求め、大学時代に繋がりを持った人たちに出資を募り、自分たちでもお金を出し合っ
て起業。
- ・440Hzとは、世界中、どの赤ちゃんも初めて泣く声がこの音の高さであることから、一人一人の声は大きくはないが、心の奥底から、根源的な声をあげたいとの思いからつけた。
- ・組織運営は、毎週の全員参加の話し合いを経て行い、それぞれが、アルバイトなどで傷ついた経験があることから、仕事で無理をしそうなときはお互いにフォローし合い、働くことだけでなく、それぞれの人生を大事にしている。
- ・設立初年度には、UNHCR（国連高等難民弁務官事務所）からの依頼で、ミャンマーのカレン族の難民に、第三国定住先として日本を紹介する映像を制作。視覚障害者の団体からのパンフレット制作など。こうした仕事
が評価を得て、口コミでマイノリティ団体やNPO、協同組合からの仕事を多く行っている。



ホームページ
<https://x.gd/OdmDy>



厚生労働省
紹介サイト
<https://x.gd/WMkNs>



厚生労働省
紹介動画
<https://x.gd/uiave>

小規模多機能自治（RMO）× 仕事おこし

労働者協同組合 うんなん（令和6年2月設立）

資料:厚生労働省



厚生労働省
紹介サイト

<https://x.gd/RB69j>

- ・ 島根県雲南市が進める小規模多機能自治に基づき、地域自主組織から、一部を切り出して活動。
- ・ 草刈り、除雪、立木の伐採などの地域の困りごとを支援する事業をはじめ、見守りを兼ねた水道検針事業や交通弱者への移送支援事業、地域の学童クラブの運営、電気メーターの調査、指定管理者として入浴施設の管理など多様な事業を担う。
- ・ 事業や予算規模の増による運営上の負担、今後の担い手の確保、法人格を持たない任意団体であることでの事業の制約など、取組を展開していく中での課題を多く抱えていたところ、こうした取組をさらに発展させ、より事業を持続可能なものとするため、令和6年2月、労働者協同組合を設立。
- ・ 設立総会においては発起人から「少子高齢化の中で様々な仕事で後継者がいない。高齢者ばかりになったら、草刈りでさえ支援できなくなる。地域の生業が無くなる中で、住民の受け皿となり住民に喜んでもらえるように取り組みたい。」と思いが述べられている。



町の商店の継業 × 共に働く仕事づくり

資料:厚生労働省紹介サイトより抜粋して加工

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 埼玉西部福祉事業所 「森の102工房・森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房」（令和5年4月設立）

- ・埼玉県所沢市で、障害の有無に関係なく誰もが安心して働き、暮らしていける地域づくりを目指し、豆腐や湯葉の製造、おからや豆乳を使ったお菓子の製造・販売を行っている。
- ・2009年、ある廃業した豆腐屋を復活させてほしい、障害のある方も働いていたので、その働く場を守ってほしいと相談があり、「町のとうふ屋さん」の再生と「誰もが働ける場づくり」への挑戦が始まる。集まった仲間は、生活保護受給者、派遣の仕事を転々としてきた人、一度も働いたことがない若者、何らかの障害がある人などで、全員で自分たちの働き方、経営、今後の事業等について話し合って経営開始。
- ・しかし経営は容易ではなく、売上げを求まるあまり、働くことが難しくなる仲間も出てきたため、もう一度「誰もが働ける場づくり」「ともに働く」という理念について話し合い、障害福祉制度も活用し、豆乳とおからを使ったお菓子屋さんを新たに立ち上げ。
- ・誰もが自分らしく働くことができる場所、ここで働く人が自慢できる場所、そして、障害のある人もない人も一緒に働くことが当たり前の風景になれるよう、「（福祉）施設づくり」ではなく「店舗づくり」に取り組んでおり、現在は農業や里山保全の活動にも取り組んでいる。



厚生労働省
紹介サイト

<https://x.gd/1akmC>



厚生労働省
紹介動画

<https://x.gd/gXdtL>



手づくり菓子工房
ホームページ

[https://morinokashi.
storeinfo.jp/](https://morinokashi.storeinfo.jp/)

移住者の仕事おこし → 農地の保全・関係人口・若者支援

東白川村労働者協同組合（令和5年4月設立）

資料：厚生労働省

- 岐阜県加茂郡東白川村を中心としたエリアで、いままでは自分でできていたけど、高齢となりできなくなってしまった、そんな「地域の困りごと」を少しでも解消したいと設立。
- 草刈り、茶畑の管理代行を軸に事業を行っており、今後は生活支援・移動支援、家の片付け、空き家の管理などにも事業を広げる予定。
- メンバーは、東京からの移住者でITプログラマー、元地域おこし協力隊として同様に東京からの移住者で現在喫茶店を経営している方、地元会社で経理を担当している地元出身の方など多様な人々が集まっている。
- 今は夏や冬の長期休みに帰省した学生が、ちょっとしたお小遣い稼ぎになるよう、ゆくゆくは、現役高校生や大学生を組合員として増やし、将来にわたって地域と様々な形で関わる人を少しでも増やしていこうと取り組んでいる。
- この活動を通じて、東白川村が、移住しやすい、仕事のしやすい場所だと多くの人に知ってもらい、東白川村やその周辺の地域で暮らす人たちがもっと増えることを願っているそうだ。



ホームページ
<https://kamosikadan.works/>



厚生労働省
紹介サイト
<https://x.gd/6OBVS>

ご清聴ありがとうございました。

おわりに

例えば、大学の講義で労働者協同組合について話すと「そんな働き方があるんですね!」と、希望に満ちた反応があり、自分らしく働く選択肢として確実に意識され始めています。

そして、今の小学生が社会に出る頃には、この働き方が、企業に就職するのと同じように、当たり前を選択されるようになっているだろうと感じています。